

令和7年度 教育・保育給付認定申請・入園申込 について

教育・保育給付に係る現況届

1. 教育・保育給付認定について

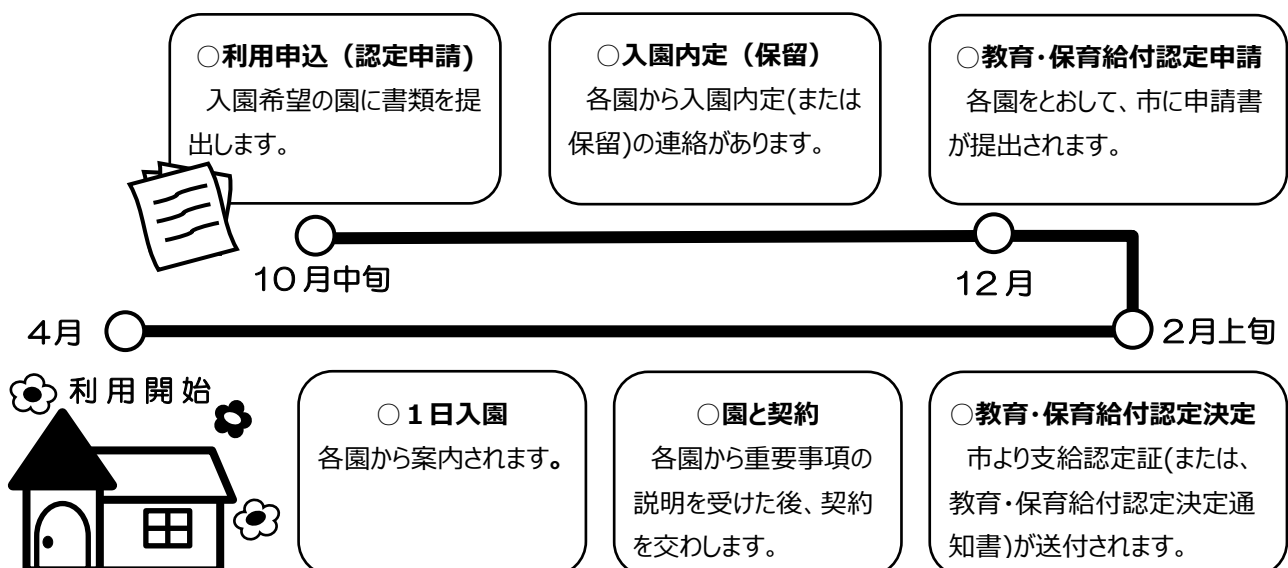
幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)などを利用する場合、居住する市町村から教育・保育給付認定(1号認定)を受ける必要があります。また、既に認定を受けている児童も、世帯状況の確認のため年に1度、現況届を提出する必要があります。

「新規で認定こども園の幼稚園機能分の利用を希望する方」や「現在認定こども園の幼稚園機能を利用しており、来年度も引き続き利用する方」はこの案内をよくご覧いただき、認定申請及び現況届の提出をお願いします。

○認定区分

 1号認定 (教育認定)	満3歳以上で、教育を希望する児童 (教育時間外の預かり保育を利用する場合も含む)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定 (保育認定)	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、 保育を希望する満3歳以上の児童	保育所 認定こども園(保育所機能)
3号認定 (保育認定)	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、 保育を希望する満3歳未満の児童	小規模保育事業所 事業所内保育事業所

○手続きの流れ(新規で利用する場合)



2. 教育・保育給付認定申請について（新規で利用する方）

新規で認定こども園（幼稚園機能）の利用を希望する方や他の認定こども園（幼稚園機能）に転園を希望する方は下記の書類を提出してください。

（１）必要書類

①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部

※裏面の「記載例」をよくお読みになり、漏れののないよう記載してください。

②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

（２）申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、入園を希望する認定こども園へ提出してください。

受付期間	令和 6 年 10 月 15 日（火）から 10 月 31 日（木）（土日は除く）
------	---

※幼稚園機能分の入園は、定員になり次第締切です。（選考方法は各施設へお問い合わせください。）

※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

※各総合支所では受付できませんので、ご注意ください。

3. 現況届について(引き続き利用する方)

既に認定こども園（幼稚園機能分）を利用しており、来年度も引き続き利用を希望する方は下記の書類を提出してください。

現況届は、現在の状況を確認するための届け出です。確認後、認定内容に変更がない場合、支給認定証（または教育・保育給付認定決定通知書）の再交付は行いません。

（１）必要書類

①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部

※裏面の「記載例」をよくお読みになり、漏れののないよう記載してください。

②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は、各施設へお問い合わせください。

（２）申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、利用している認定こども園へ提出してください。

受付期間	令和 6 年 10 月 15 日（火）から 10 月 31 日（木）（土日は除く）
------	---

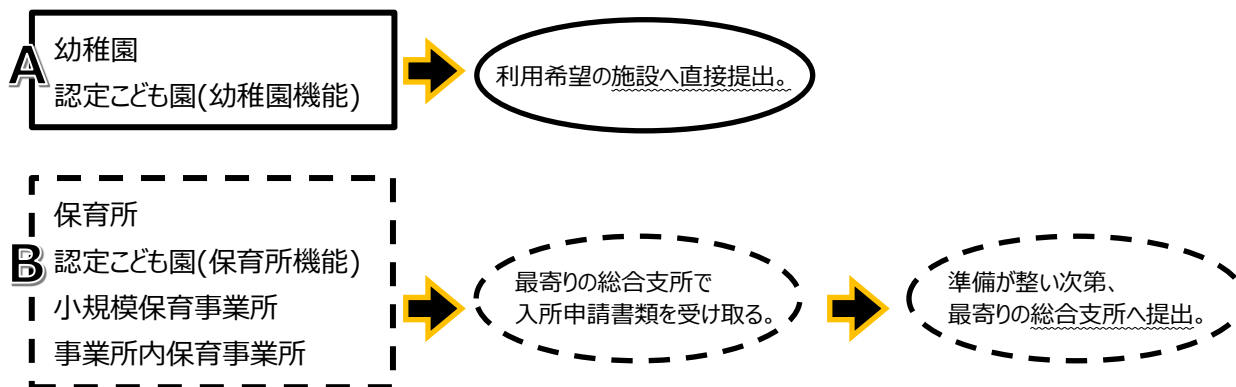
※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

※各総合支所では受付できませんので、ご注意ください。

4. 注意事項

● 保育所や認定こども園(保育所機能)の併願を検討している方

第1希望先の施設によって提出先や申請書類が異なります。下記をご確認ください。



※第1希望がAの施設で、第2・3希望がBの施設の際は、利用施設又は最寄りの総合支所で次年度入所申請書類を受け取ってください。

※認定こども園の保育所機能を希望する際は、〇〇〇認定こども園(保)と記入してください。

● 登米市外に居住している方

施設を利用する際に必要な教育・保育給付認定は、居住する市町村(住民票のある市町村)で認定を行います。そのため、市外に居住している方は居住する市町村へ教育・保育給付認定の申請を行ってください。

期限や提出書類は、市町村ごとの取り扱いになりますので、確認をしてください。

● 令和6年1月2日以降に登米市に転入した方

令和6年1月1日時点で登米市に住民票がない場合、副食費等の判定に必要な課税状況を把握することができません。令和6年度市町村民税額(所得割額)を確認できる書類(課税証明書や市町村民税・都道府県民税額決定通知書など)を提出してください。申請書にマイナンバーの記載がある場合は提出の必要はありません。

● マイナンバー制度について

申請書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書等の添付を省略できます。

マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。※祖父母等が代理で申請をする場合も、「申請する保護者」の番号と身元の確認を行います。

対象者	申請する保護者(申請書の保護者氏名欄に記入されている方)	
確認書類 (A・Bのいずれかの書類)	A マイナンバーカード	
	B 以下の書類2点(写しでも可)	
	① 番号確認のため(どちらか1点)	② 身元確認のため(1点)
	・マイナンバー通知カード ・マイナンバー記載の住民票	運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書

問い合わせ先：登米市福祉事務所子育て支援課

南方町新高石浦 130 番地(登米市南方庁舎 1 階) TEL：0220-58-5562

